

北海道農村社会の特質と「農事組合」型村落

田 畑 保

- 一 はじめに——課題と分析視点——
- 二 農家諸関係の特質
- 三 農家と土地との関係の特質
- 四 農家と村落との関係の特質
- 五 北海道農村社会の特質と「農事組合」型村落——結びにかえて——

一 はじめに

——課題と分析視点——

我々はこれまで、北海道の農業村落の展開構造の特質を解明すべく、自作地主型の村落と小作制大農場型の村落、のそれぞれのタイプに属する事例をとりあげて、そこでの村落の形成・展開の歴史的過程の分析を行なってきた（「北海道における自作地主部落の展開構造」⁽¹⁾）および「北海道の小作制大農場における村落形成」⁽²⁾）。しかしこれらの事例分析をふまえた北海道の農村社会・農業村落の構造の特質についての全体的検討の課題は残されたままであった。これまで行なってきた事例分析の総括の意味もふくめて、府県農村と対比しながら北海道の農村社会・農業村落の構造の特質についてややたちいって検討を加えておくこと、それが本稿の課題である。⁽³⁾

ところで、以上のような課題の検討にあたっては、どのような角度からこれに接近すれば府県と北海道の農村社

会の差異を照射し、北海道の特質をより鋭角的にうかびあがらせることができるか、が問題となるであろう。つまり府県の農村社会と北海道の農村社会との比較の視点の問題である。

日本の農村社会構造の分析にあたっては、農村社会学が中心となつてこれまで生み出してきた成果である「イエ」と「ムラ」に関する諸理論——ここでは安孫子麟氏の表現にならつて「イエ・ムラ」理論としておこ⁽⁴⁾う——が主な理論的拠り所となつてきたといつてよいであろう。我々も、府県農村と北海道農村との比較にあたっては、さしあたりこの「イエ・ムラ」理論がこれまでつくりあげてきた府県農村、一般の農村社会、像・村落像を一つの物指しとするという意味で、これをいわば一つの比較座標軸としていきたいと思つてゐる。

ただ、北海道の農村社会の分析にこの「イエ・ムラ」理論を直接的・無媒介的に適用することは必ずしも適當でないことも考慮しておかなければならない。というのは、北海道の農村には、後に述べるように日本の農村社会学が分析の対象としてきたような「イエ」および「ムラ」が未形成ないしは未成熟であつたからであり、農村社会の形成のあり方が府県農村とは異なつていたからである。この場合、「イエ・ムラ」理論は府県的な「イエ」、「ムラ」が北海道の農村に形成されているかどうかを検討する基準とはなりうるが、形成されていなかった場合の、その性格を規定していく積極的な基準、拠り所とは必ずしもなりえないように思われる。また、北海道と比較する当の府県の農村自体に実はかなり大きなヴァリエーションがあり、しかもそれが時代によつて変化していること、さらには論者によつてそのとらえ方、重点の置き方にかんがりの差異があることも考慮に入れておかなければなら⁽⁵⁾ない。

以上の点をふまえ、府県農村と対比しつつ北海道農村の特質をうかびあがらせ、その性格規定を考えていく上で重要と思われる点をいくつか指摘しておくことにしたい。

一つは、北海道の農村社会と府県のそれとの差が非常に際立った形であらわれるのは、農家と村落との関係のあり方においてである、ということである。府県では村落があたかも独自の意思をもつかの如くに成員農家に関係し農家のあり様を規定していく面がより強くあらわれるのに対し、北海道ではそうした面はより弱く、逆に農家のあり様が村落のあり様を規定していく面がより強くあらわれる。

二つめは、農家の土地に対する関係の仕方、土地をめぐる諸関係においても、府県と北海道との差が顕著にあらわれるということ、府県では土地が希少化し、土地が巨大な重みをもって迫ってくるような関係、構造がつくりあげられてきたのに対し、北海道ではそうした土地の重みが緩和され、それだけ労働力の重要性が増す関係が形成されているという点である。

そしてもう一つは、農家相互の諸関係の結び方に関してである。府県での農家相互の諸関係は、いわば「永続的」な存在としての農家が相互にとりむすんでいる関係であるのに対し、北海道の農家の存在は流動的であり、その点で農家諸関係のあり方も異なってくるからである。

以下では、これら三つの側面においてあらわれる府県農村と北海道農村との差異の分析を中心にしながら、北海道の農村社会構造の特質の検討をすすめていくことにしたい。

注(一) 『農業総合研究』第三一巻第三・四号。

(二) 『農業総合研究』第三五巻第一号。

(三) 北海道の農村社会構造・農業村落の特質の問題を特にとりあげる我々の問題意識についてあらためて述べておけば、一つは、日本農業の地帯構成において独自の位置を占める北海道農業の特質の農村社会構造的な基盤を明らかにしたいということである。更に現段階的な問題としても、特に高度成長期以後に際立ったところの府県農業と北海道農業との展開の

差の要因にかかわって、これを農村社会構造的な側面からも明らかにしておく必要があるのではないかと考えている。

そして更に欲ばっていえば、北海道の農村社会の特質の検討を通じて、日本の農村社会のあり様に関する研究に従来とはちがった視角から接近する可能性をなんらかの形でみつけ出すことができないか、とくに、日本の小農民の地域的存在態様としての村落の今後のあり様に対するなんらかの示唆を、「ムラ」が歴史的に所与のものとされることなく、比較的個別的で分散的な農家が地域的に寄り集まって、いわば事後的に形成してきた北海道の村落の分析の中からえることができないか、ということである。なお、以上の点とも関連して川口諦氏の次の指摘は興味深い。「北海道の百年史では、社会形象としての『家』、『部落』等の形成ないしは解体の諸過程が、その要素的なものを浮き彫りにする形であらわれており、そもそも『むら』とは何か」という問いをあらためて考えさせる素材を提供している」(同氏の黒崎八洲次良『近代農業村落の成立と展開』に対する書評——『社会学評論』第二五巻第四号)。

(4) 安孫子麟「村落社会研究の課題と方法Ⅰ」(『村落社会研究』第七集)。

(5) 例えば、鹿兒島の農村社会を分析した川口諦氏は、鹿兒島農村社会における「家」の成立の未成熟性、「家」と「家」の関係の流動性、部落の自治機構的側面の潜在性、といった特徴を分析し、日本農村一般のイメージとは異なった構造となっていることを指摘している(川口諦「鹿兒島の農村社会」——石黒・川口・窪谷『鹿兒島農業の諸問題』)。古田村からの分家入植等で行われた村落、開拓の新しい畑作台地の村落等にも同様に日本農村一般のイメージとはやや異なっているものが多いようである。北海道の農村の展開を位置づけるにあたっては、北海道の農村ともある面での共通性を有するこうしたタイプの農村をも視野の広がりの中に入れながら考えていく必要があると考えている。

二 農家諸関係の特質

(一) 北海道における農家相互の諸関係の特質を検討するときにまず考慮しておかなければならないのは、北海道の農家の流動性が極めて高かったということであり、そのことが農家相互の諸関係のあり方に及ぼす影響についてである。府県の農村においては農家は何代にもわたって継続し極めて非流動的・定着的である。農家相互の諸関係・

村落の存在もこの固定性・定着性を前提として、あるいはそれをより確実なものとするべく形成され、成りたっているといえる。⁽¹⁾ところが北海道の農村では、府県的な意味では農家諸関係・村落形成の要件ともいふべきこの農家の定着性・永続性という点において府県とはそのあり方が大いに異なっているわけである。そのことが北海道の農家相互の諸関係・村落の内部結合のあり方にどのような影響を及ぼし、それをどのように特質づけているかが特に問題とならざるをえない。

そこでまず、この流動の実態とその特徴について確認しておこう。北海道における人口移動の特徴を大づかみにいえば、明治中末期までは府県からの移住は道南・道央の旧開地が中心であったが、明治末から大正期にかけては移住の重点が道東・道北の新開地に移るとともに、かつての道南・道央の旧開地の移住者の中から道東・道北の新開地に流出する者が増加し、北海道内部での旧開地から新開地への地域間移動の太く大きい流れが顕在化する。これは農家人口だけをとり出せばより明確化する(第1表)。

更に重要なのは、こうした地域間移動としては必ずしも統計上にあらわれない小地域間の移動や個々の農家の流動がそれを大幅に上まわる規模と激しさで存在していたことである。村落レベルであらわれる個々の農家の転出入の激しさは前稿の事例分析の中でも指摘したが、更に他のいくつかの事例を補足して確認しておこう。次の第2表は札幌市近郊手稲町西野地域、第3表は道東十勝の畑作地帯芽室町西土狩(以上はいずれも自作地主型)そして第4表は十勝の帯広市南基松(小作制農場型)での農家の転出入動向を年次別に整理したものである。

さきにとりあげた事例もふくめこれら村落レベルでの農家移動の事例からうかがえるいくつかの特徴を整理しておけば、第一はくりかえしになるが、経営形態・地帯・小作制農場型・自作地主型の如何を問わず全体的に農家の

第1表 道内移動人口の推定

(1) 道内移動人口

(単位:人)

	明20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	大1~5	6~10
石狩	4,180	30,715	62,776	43,660	17,936	172	(-) 2,430
後志	9,148	6,857	626	10,699	(-) 9,261	(-) 4,916	(-)28,235
渡島	5,045	(-)24,492	(-) 5,430	(-)29,023	637	18,612	17,974
胆振	1,358	6,552	7,331	17,311	26,712	(-) 4,766	43,169
日高	815	(-) 41	1,060	1,823	3,344	1,069	3,054
十勝	188	859	4,010	6,639	3,650	5,954	20,944
釧路	848	(-) 559	2,060	3,751	10,665	2,205	12,588
根室	1,655	(-) 4,747	(-) 3,133	1,407	(-) 1,028	1,216	794
千島	129	(-) 618	(-) 288	(-) 453	(-) 258	(-) 1,075	1,088
北見	1,140	3,475	894	(-) 828	10,748	18,015	49,997
天塩	1,428	10,024	4,274	8,439	32,906	(-) 1,055	(-) 9,159

(2) うち 農家人口の移動

	大 5	大 6	大 7	大 8
石狩	(-) 3,419	(-) 4,190	(-) 1,667	(-) 4,856
後志	(-) 3,888	(-) 5,897	(-) 6,479	(-)16,312
空知	(-) 5,232	(-) 5,559	(-) 312	(-) 6,126
檜山	(-) 41	(-) 257	2,786	(-) 5,103
渡島	(-) 4,392	(-) 364	8,895	(-) 6,151
日高	296	(-) 1,218	216	(-) 1,932
十勝	1,446	1,486	(-) 840	(-) 8,119
釧路	(-) 223	592	(-) 1,711	395
網走	1,308	1,191	9,017	16,620
根室	(-) 396	427	1,349	(-) 1,055
全道	(-)25,106	(-)22,147	3,086	(-)46,711

注(1) 移動人口概数は、5年ごとの現住人口差よりその間の来住人口を差し引き、府県への往住人口を加えたもの。厳密にはさらに自然増加数その他を引かねばならないがそのままとした。

(2) 明治20~24年は本籍人口を用い、かつ往住人口を算入せず、明治25年以降は現住人口を使用す。

(3) 北海道重要統計書および道庁統計書より計算。

(4) 『新北海道史』第4巻、464頁より。ただし農家人口の移動については伊藤俊夫編『北海道における資本と農業』、119頁より。なお農家人口の移動については自然増加分を差し引いてある。

第2表 札幌市手稲町西野地域における転出入動向

(単位:戸)

	入 地 者	分 家	転 出 者	総 戸 数
明治21~25	42	1	6	37
26~30	60	3	23	77
31~35	45	5	17	110
36~40	33	6	31	118
41~45	36	8	22	140
大正 2~ 6	31	18	22	167
7~11	12	11	32	158
12~昭和 2	14	11	23	160
3~ 7	14	11	14	171
8~12	8	13	11	181
13~17	3	6	12	178
18~22	18	15	19	192
23~27	15	35	13	229
28~32	43	5	15	262
不 明	22	6		290

注: 大庭幸生『札幌周辺個別移住村落の形成過程』より。

第3表 芽室町西土狩における転出入動向

(単位:戸)

	転 入	転 出	現住総戸数
明治 29~30	22	—	25
31~40	37	9	53
41~45	24	15	62
大正 2~ 4	11	7	66
5~15	26	33	59
昭和 2~10	16	14	61
11~16	9	9	61
17~22	15	2	74
23~30	3	7	70
31~37	2	6	66

注: 『西土狩史』より集計。ただし転出年次不明分は除いてある。

第4表 帯広市南基松における転出入動向

(単位：戸)

	転 入	転 出	現 住 総 戸 数
明治 33～40	12	4	8
41～45	8	1	15
大正 2～ 7	16	7	24
8～15	6	8	22
昭和 2～10	10	6	26
11～16	2	7	21

注. 上帯広南基松部落『郷土八十年のあゆみ』より集計.

流動が極めて激しいことである。同時に、第二にその激しい流動性も小作層と自作・自作地主層とではかなりの差がみられ、特に自作地主型の村落では両者の流動性の差は顕著で、小作層の流動性の激しさに対し自作・自作地主層はかなり安定的である(例えば、前稿砺波部落の事例)。第三は流動性の時期による変化についてである。明治末から大正中中期にかけてが最も移動が激しく(ほぼ一〇年間で成員の三分の一～二分の一が変化している)、昭和期にはそれはかなり減じている。小作層もその頃からある程度定着化傾向を示しはじめるが、なおかなり高い流動性を示している。新開の十勝の村落でもやはりそうであった(昭和の約一五年間で成員の約四～五割が変化)。

(二) では北海道の農家のこうした定着性の乏しき、移動性向の強さは農家相互の諸関係のあり様にどのような影響を及ぼしたであろうか。それは様々の面において考えられるが、まずその一つとして農家の流動性が村落の階層構成に及ぼす影響についてみておきたい。この点については別の機会に集落への入地・定着時期の差が階層構成のあり様をいかに規定しているかという側面から検討したが、その主な結論は、集落への入地定着時期の古い農家ほど耕地規模の大きい農家の割合、および自作地主・自作であった農家の割合が高くなり、入地定着時期の新しい農家はその逆になるということであった。それを更に敷衍していえば、有利

な条件に恵まれて転変流動をくりかえさずに早い時期に定着することができた農家は上層・自作となり、またその中から自作地主化する部分や本分家関係を築く部分なども生まれ、草分け、「成功者」として、定着・安定部分として村落内で中核的な位置を占めるのに対し、そうした条件に恵まれず、転々と移動をくりかえした部分や分家新設のいわば新参組は下層・小作として村落内で総じて劣位で不安定・周辺のな位置を占めるということである。

このように府県の農村に比べ極めて高い流動性をしめす中で、草分け的な上層農家ははじめとする相対的に定着的・安定的な農家群、流動的で不安定な下層・小作農家群とがあり、この流動性の差によって村落内での農家相互の関係のとりむすび方も異なってくる。では相対的に定着的・安定的な農家同志でどのような関係を形成するのか、またそれらと周辺の流動的な農家とはどうか。更に流動性の変化の中でそれらの関係がどう変化していくのか。そして総じてそれらはどのような性格のものとしておさえられ、特質づけられるのか。

(三) もっとも、これらの点については、地域、時期、階層、そして個々のケース毎に極めて多様であるからそれらを一般化することは容易でなく、しかもこれまでの事例分析の中でも具体的・詳細な分析は弱かった。したがってここでの検討も部分的で不十分なものとならざるをえないが、他の研究成果も援用し、さしあたり自作地主（耕作地主）、自作農家、分家新設の小作農家の三つの農家の事例をとりあげて、それらの農家が周辺の農家ととりむすぶ関係とその特質について検討しておくことにしたい。

(イ) まず最初に自作地主（耕作地主）の場合についてみてみよう。ここでとりあげるのは黒崎八洲次良氏が『近代農業村落の成立と展開』において分析した耕作地主大西家の事例である。大西家は明治三十三年に一〇町歩の貸下地と五町歩の既墾地を購入して留寿都村北四線部落に入地し、以来「農業経営と近隣の農家を対象とする小口金の

「⁽⁴⁾ 錢貸付を業とし」、⁽⁴⁾ 抵当流れを中心として土地集積をはかり、大正末には百町歩をこえる地主に飛躍し、地主・高利貸・自作地経営（一〇町歩前後の年雇経営）の三位一体的経営を展開——時期によってその重点を変化させるが——したところの耕作地主であった。

大西家の居住する北四線部落では貯金組合、納税組合、信用組合、農事改良実行組合、亜麻耕作者の組織等、生産・経営にかかわる部落的ないしは部落連合の諸団体がつくられ、更に部落内の近隣組を三つに分けてそれぞれ地神講がむすばれ、その他御大師講・御寄講の講組もつくられる等、経営・生活をめぐって様々な部落的組織がつくられていた。農家の流動性が激しい中ではそれらは必ずしも安定したものにはなりにくかったが、それでも農家は相互に近隣互助を必要とし、経営・生活にかかわるこうした様々な部落的組織をつくり、相互に多様な関係をむすんでいた。その中で大西家は、耕作地主としての成長・発展のそれぞれの段階において周辺農家とどのような諸関係をとりむすんだであろうか。

大西家がまだ小耕作地主にすぎなかった大正初期までの段階では、大西家が周辺農家ととりむすんだ主な関係は、国衆（香川県）、親類関係にあった数戸の農家との緊密な関係を中心としたテマガエ・地主小作・金銭貸借等の諸関係であった。その時期の部落内の他の数戸の小耕作地主の場合もほぼ同様であった。

第一次大戦後の戦後恐慌を経て百町歩をこえる耕作地主に飛躍した大正末頃の段階では、村レベルの役職にもつき、村内外の諸機関や個人とのつながりも拡大していくが、周辺農家との関係でみれば、金銭貸借関係で周辺農家との関係を拡大するとともにそれ自体は広い範囲に及んでいたが、不安定で非持続的でもあったしその一部は地主小作関係とも重なったり、あるいは貸労働提供、大西家を通ずる農産物販売などの諸関係ともつながる複合的な社

会関係を形成した。「そういう複合的關係が、農家の生活組織においてきわめて重要であつた」⁽⁵⁾が、そうした関係をとりむすぶ周辺農家自体の存在は流動的で不安定であり、部落外に転出して関係を消滅させる農家も少なくなつた。⁽⁶⁾

しかしながら昭和恐慌期以後はこうした諸關係は質量両面で変化する。關係戸数が大幅に変化し、多面的な關係が縮小整理され、地主小作關係についても庇護・從属の内容を希薄化させつつ、土地貸借關係に限定した形で安定化・恒常化がはかられる。部落組織に関しても、黒崎氏によれば、かつての中核農家と周辺農家との近隣互助、生活上の多面的な關係は縮小、解体し、「近隣団体」葬式組に転化して部（区）の下位組織に再編成され、成員相互の關係はより対等・平等化し、この「対等・平等の構成員をもつ近隣組」からなり立つ部落を、その近隣互助機能の縮小化、限定化に伴つて、行政区＝農事実行組合として再編成してゆく⁽⁷⁾。そしてこの期のこうした展開の基盤として氏は、所有に対する經營の優勢化、自小作・小作層の經營上昇の動きと、道庁↓支庁↓行政村↓部落のパイプを通ずる農政への包摂、部落や部落的諸団体の行政村、農会・産業組合等の下位団体およびサブエージェントとしての再編の動きを重視する。

以上のように大西家は、貯金組合、農事改良実行組合、更には地神講・御大師講等經營・生活をめぐる様々な部落的組織がつくられる中で一部はそれらと重なり一部はそれらをこえて、耕作地主大西家の地主・高利貸・農業經營の三位一体的經營のそれぞれにおいて地主小作關係・金銭貸借關係・年雇日雇の雇用關係を中心にした周辺農家との諸關係をとりむすんだ。そしてそれらは、小耕作地主から大耕作地主への發展、あるいは農家の流動性が極めて激しい状況からそれがある程度緩和し、更に自小作・小作層の經營上昇などで村落内の階層構成が変化していく

中で、大きく変わっていった。すなわち、小耕作地主から百町歩をこえる耕作地主に飛躍する中で、緊密ではあるが小規模な関係から、より広範囲な関係へと拡大するが、農家自体の激しい流動性ともあいまって多くは不安定で非持続的であり、であるが故にまたそのうちの一部の農家とは庇護・従属の面もともなった複合的・多面的な社会関係をむすび、その緊密化をはかった。しかしそれらも農家の流動性の緩和・自小作前進等の動きとあいまって変化し、村落の「行政区Ⅱ農事実行組合」としての再編成の中で、村落内の農家諸関係としても近隣組、農事実行組合を単位とするいわば地縁的結びつきとして再編成されていく。そしてそれは、大西家の経営の高利貸部門の後退・縮小・自作経営部門のウエートの拡大、地主小作関係の土地貸借関係への限定化といった変化と相即していたのである。

(四) 次に自作農家、H家の場合についてみてみよう。H家の居村は空知郡栗沢村砺波部落で、その概要については既に前稿「北海道における自作地主部落の展開構造」でかなり詳しく分析したところである。H家はこの砺波部落の中央を南北に走る東九号の道路ぞいに位置し、組は第四組（第四農事実行組合、約二〇戸）で、東九号の道路をはさんで第三組にも接している。明治二七年にこの部落に入地したH家は、若干の変動はあったが、一方で自作地主・他方で小作・自小作に分化する階層構成の中にあつて五町歩前後を耕作する自作農家として存続してきた。前稿でもふれたように、団体入植のこの部落では親戚関係が網の目のように形成され、部落内での親戚関係のつながりは非常に強いが、H家の場合親戚関係はむしろ部落外で形成され、部落内での親戚関係は他家に比し少ない方であった。H家の一代目の当主は長く部落長の職にあり、また後には産業組合長その他の公職をつとめ、大正中期以後は農作業等は専ら二代目が中心となつてあたり、またその頃は年雇を常時一名（男子）おいていた。ここでは

そのH家の二代目が大正八年以来ずっと記帳を続けた日記に基づきながら大正末から昭和一〇年代頃までの農作業や生活面でのH家をめぐる農家諸関係についてみてみたい。

第5表は昭和一四、一五、一七の三カ年のH家の田植作業に出役した農家を整理集計したものである。これであるとH家の田植作業（昭和一四年、一町、一五年、一七年、一・七町、各一日の作業）にきたのは三カ年で二四戸であり、うち三分の一の八戸は三カ年間継続し、七戸は二年間、九戸は一年間のみである。組で最も多いのはH家の所属する第四組で、これがちょうど全体の半分を占め、しかも三年間および二年間出役の農家の半分以上を占めている。残りは他の組に分散しているが、その中では隣接の第二組が最も多い。自小作別には第四組の場合は小作が主体で特に三年間ないしは二年間出役の農家は総て小作なのに対し、第四組以外は自小作・自作のウエートが大きくなっている。総じていえば、三年間ないし二年間出役の農家は、第四組を中心とした小作ないしは自小作と、第四組ではないがH家と比較的つながりの強い農家であり、その外更に出役者が大幅に増えた一七年には第四組の自作層や第四組以外からも動員されている。

次に第6表は田植作業以外の農作業について、大正一〇～一四年と昭和八～一二年の二つの時期に分けて、H家の農作業にきた農家（㊸）とH家から農作業に出た農家（㊹）とその回数を整理したものである。大正一〇～一四年の場合、㊸と㊹の両方があるが、全体としては、㊸の方が戸数も回数も多い。㊹・㊸の農家は㊴・㊵など二～三の農家（後述のようにこれらの農家とは生活面での結びつきも強く㊹・㊸の回数が多くなっている）を除けばほとんどが一～二回程度で少なく、いわば広く分散した（組も分散）その都度、その都度の労働力調達・相互補完の関係であるといえよう。

第5表 H家の田植作業への出役農家一覧

農家 番号	年次別田植作 業への出役			耕作面積 (反)	自小作別	所 属 組	入地, 新設年次
	昭14	15	17				
①	○	○	○	49	小 作	第4	明27
②	○	○	○	38	〃	〃	昭7 分家
③	○	○	○	53	〃	〃	明29
④	○	○	○	54	〃	〃	明44
⑤	○	○	○	50	自 作	第2	明27
⑥	○	○	○	54	自 小 作	〃	大11
⑦	○	○	○	62	〃	〃	明40
⑧	○	○	○	43	〃	第6	昭8 分家
⑨	○	○		47	小 作	第4	大11(昭15頃転出)
⑩*	○		○	33	〃	〃	昭9 Hより 奉公人分家
⑪		○	○	23	〃	〃	昭2 頃
⑫		○	○	41	自 作	〃	?
⑬*	○		○	37	〃	第3	明28
⑭		○	○	46	〃	第2	明26
⑮	○			46	小 作	第1	大6
⑯*			○	61	自作地主	第4	明27
⑰			○	53	自 作	〃	明28
⑱			○	24	〃	〃	昭9 分家
⑲			○	62	〃	〃	明34
⑳			○	58	〃	第2	明26
㉑			○	56	〃	〃	明26
㉒			○	70	自作地主	〃	明26
㉓			○	46	小 作	第6	大4
㉔*			○	60	〃	第3	大10頃

注(1) H氏の日記記帳から整理集計.

(2) ○がその年のH家の田植作業に出役があったことを示す.

(3) 耕作面積は昭和13年時点の面積.

(4) *印のついた農家は農作業以外でも出入りの頻度の高い農家を示す.

第6表 農作業をめぐる出入り——H家について
(田植作業は除く)

(1) 大正10~14年

㊦ 農家番号	回数	自小作別	組	㊧ 農家番号	回数	自小作別	組
㉔*	5	小 作	第3	㊦	4	?	?
㉖*	3	自作地主	第4	㉖*	2	自作地主	第4
㉗	3	自 小 作	第2	他に1回…㉓*, ㊦の外4戸(自小作—第4, 小作—第2・第3・第5)がある。			
㉙	2	自作地主	〃				
㊦	2	?	?				
㊧	2	?	?				
㊨	2	小 作	第4				

他に1回…㉓, ㊦, ㉙, ㉚, ㉛, ㉜の外2戸(自作—第6, 自小作—第2)がある。

(2) 昭 8~12年

㊦ 農家番号	回数	自小作別	組	㊧ 農家番号	回数	自小作別	組
㉓*	11	小 作	第4	㉓*	1回	小 作	第4
㉔	4	〃	第5				
㉕	4	〃	〃				
㉖	3	自作地主	〃				
㉗*	2	自 作	第3				
㉘*	2	小 作	〃				
㉙	2	自 作	〃				

他に1回…㉔, ㉕, ㉖*, ㉗の外6戸(自作地主—第2, 小作—第1・第3, 不明3戸)がある。

注(1) 資料は前表に同じ。

(2) ㊦はH家の農作業にきた農家, ㊧はH家から他家の農作業に出た農家をさす。

(3) 回数は日記の記帳にあらわれる回数を示す。

(4) *についても前表に同じ。

昭和八、一二年になると、⑧の方はほとんど記録されず、専ら⑨のみの関係となっている（昭和七年、一二月二五日に「部内出面賃支払す」という記述がある。この時期にはH家は専ら雇用側、「出面賃」支払側であったようである）。その⑨の農家のうち、⑩がとびぬけて回数が多くなっているが（この農家はH家にずっと年雇にきていて、それで蓄積した資金でH家の支援をうけて部落内に小作権を購入して独立した——昭和九年——いわばH家の奉公人分家で、分家後もしばらくは農作業や生活面でのH家への出入りが多かった）、他は⑪、⑫、⑬の三戸が三、四回、残りは総て一、二回のみで、⑨の農家のほとんどが広く分散し少回数の浅い関係であったことは大正一〇と一四年の場合と同様である。また大正一〇と一四年と昭和八、一二年とでダブッている農家は、生活面での結びつきも比較的強い農家が主で（例えば⑭、⑮）、他はほとんどが入れ替わっている。

およそ以上のようなことから、田植や農作業をめぐるH家の出入関係では（その多くが「出面」としての出入りであることに由るが）、二、三の特定農家とは比較的密な結びつきを有しているが、他は同じ組の第四組（小作農家）を中心としつつもそれにとどまらず他の組にも広く分散し、しかも散発的・非継続的な関係が支配的であったということができよう。

では農作業以外の生活面等での他家との結びつきはどうであつたろうか。日記の記帳にあらわれるH家の出入りをみると次のような種類の出入りを指摘することができる。一つは「排水ざらい」、「部落の落葉山の草刈」、「春季大掃除」、「部落の総会」、「青年の運動会」、あるいは寺や部落の報恩講等いわば部落的諸行事への参加である。二つは、部落内の葬式や結婚式・初老祝、あるいは送別会等への参加である。その参加の範囲は組内だけにとどまらず部落全体にわたっているが、個別的ではあるが部落内での一定のしきたりにもとづく出入りであつた。三つは、

居宅、納屋の建前や屋根ふきなどである。これは、長期の時間差をもった相互扶助的な労働力交換で、それだけに㊸と㊹の相手が必ずしもきちんと一致するわけではないが、㊸も㊹も広範にわたっている。ともあれ、これら三つは部落内の特定農家との特別な関係・つきあいというよりは部落的な諸関係のもとでの各戸との儀礼的・一般的なつきあいの関係であるといえよう。

これに対し、第四に特定の家との関係が主となるのは、各戸ごとの報恩講⁽⁹⁾や法要への参加、あるいはそうした家の諸行事のときの手伝い等である。家の報恩講や法要あるいは当主の還暦祝等の諸行事への参集範囲は主に親戚関係であり、H家の場合それは主に部落外からであり、部落内からの参加者はあまり多くなかった(例えば、㊬、㊭、㊮)。それは前述したようにH家の親戚関係が主に部落外で展開していたことによる。そうした諸行事の準備にはかなりの人手を要するが、その手伝いには特定の農家がかなりしばしば参加していた。それは主に㊬、㊮、㊯といった農家であり、ときには㊭からも参加していた。㊭は同じ組で隣接のしかも草分けの自作地主であり、㊬はH家の初代の当主の弟にあたる家であり、㊯は前述のようにH家からの奉公人分家で、いずれもH家とは近接した位置にあった。㊮と㊭でもまた家の報恩講を営んでおり、H家はいつもそれに招かれていた。こうしたところにも示されるように、これらの農家は、奉公人分家の㊯、あるいは㊮とはやや異なった関係にあったといえよう。そうした相違をふくみつつH家は部落内では㊬、㊭あるいは㊯、㊮と生活面その他で特に密接な関係を結んでおり、それは農作業等での結びつきにも反映していた(前掲第5表での*を参照)。

以上のようにH家をめぐる農家諸関係については、生活面での個別的な結びつきとしては部落内で二・三の特定農家(親戚関係)と特に密接な関係を形成したが、他は部落的諸関係のもとでの講や祝儀・建前・葬式等における

各戸との関係が主であった。農作業での出入りについてもそれら特定農家との結びつきは比較的強かったが、それ以外は関係戸数が広く分散し、散発的でその都度、その都度の関係であったとみられる（それは恐らく小作層の流動性がまだおさまっていなかったことも無関係でなかっただろう）。ただその中で昭和一〇年代の田植作業については、H家と同じ第四組の小作層を中心にかなり継続的に出役していた部分もあった。部落内親戚関係の展開の疎密によってやや相違はあるものの、恐らくは以上のような関係が自作農家層にほぼ共通したものではなかったかと思われる。と同時に他面で、組の報恩講や農事実行組合の活動の活発化にともない組単位のあつまりの頻度、結びつきのウェートもまた次第に増加していったことも指摘しておかなければならない。

(ハ) では下層小作の場合はどうだったであろうか。前と同じ砺波部落のS家の事例からこれを見てみたい。S家は砺波部落の第二組の草分けの自作農家（ほぼ五町歩経営）から、昭和七年第四組に小作として分家新設された農家である。妻も同じ第四組の小作農家（三・七町歩耕作）からきている。土地は分家時で二・五町歩、部落内の二人の地主からの借り入れで、のち耕作面積は三・八町歩に拡大している（地主も三、四人）。農事実行組合の簿記記帳運動の中で作成した農家簿記と労働日誌にもとづき、昭和九、一一年の限られた時点についてであるが、S家の農家諸関係についてみてみよう。

分家新設の小作農家で耕作規模も最下層に属する家にとっては、農家経済の再生産のためには日雇による収入が不可欠であり、また分家して日が浅いこともあって本家への手伝い等の出入りも多く、その他部落、農事実行組合等の寄合い、諸行事への参加があつて、それらがS家にとっての主な出入り関係をなした。労働日誌から日雇への出役日数を集計すると、当主と妻の分も含め昭和九年のべ六六日、一一年五七日、一二年五一日に及んでいた。そ

の日雇、他家への手伝いの相手先であるが、表出は省略するが最も多いのは本家と妻の実家で、次で多いのは第三組の自作地主K家（二六町歩所有、九町歩耕作）や前述のH家などである。⁽¹⁰⁾ 当時K家などのような耕作規模の大きい層が日雇労働力の主な需要先であった。逆に、S家のような下層小作、自小作が日雇労働力の供給源であったわけで、そのような形で部落内に一定の日雇労働力の需給関係が形成されていた。その中でS家の日雇先はK家・H家などを中心としつつもかなり広範囲に分散していた。しかし部落外にまで出ることとはほとんどなかったようである。

前述のようにS家は部落内の二戸（後には三・四戸）の地主から土地を借り入れていたが、その地主のところへの日雇での出役は少なかった。その点でS家の場合地主小作関係と日雇での雇用関係とは特別のつながりはないもっていなかったようである。ただ分家後日の浅いS家にとって本家とだけは特別のつながりをもっていた。前述のように他への手伝いで最も多かったのは本家に対してであって、しかもそれに対して賃銀の支払いを受けないことも多かったようである。本家に対する手伝いはまた単に農作業だけでなく、法要とか報恩講等の準備の手伝いなども多く、このようにこの時点では本家に対しては必ずしも対等ではない生活面にまで及ぶ特別の関係をむすんでいた。そうした点で例えば昭和一〇年の次のような年始の記述は興味深い。「一月二日本家、H家（部落顧問）宅年始」、最初の年始先がまず本家で、ついで部落の元勲的存在であったH家の一代目のところであった。そしてS家の三戸の地主のところへはその次の日である。

部落・農事実行組合の寄合いあるいは諸行事への参加もかなりの日数にのぼっていた。S家の当主は青年団の役員をしており、その寄合い等も含めれば昭和九年二五回、一一年四一回、一二年三三回である。「九月一七日 組全

部で⑩へ手伝いにいく、「九月二二日 六人共同の排水掃除」、「十一月二六日 四組一同と共に神社のかこいにいってくる」(以上昭和九年)といった組共同での行動や相互扶助の活動の記述がみられ、その外農事実行組合単位で各戸毎にまわって簿記帳を整理しあうなど、当時農事実行組合の活動が活発化しており、S家にとってもそうした部面への参加の機会が拡大していた。単に他の農家との個別的なつながり、結びつきだけでなくこうしたいわば組織的なつながりを通じて他家ととりむすぶ関係が、S家のような下層小作においてもより大きなウエートをもつにいたっていることに注目しておく必要があるだろう。以上のように、分家新設の小作農家S家は、一方で分家後日が浅いこともあって本家とは生活面にも及ぶ特別の強い結びつきをもちながら、日雇労働力の供給農家として二・三の有力農家を中心としたいわば需要相手先の部落内各戸とかかわり、他方部落・農事実行組合や青年団の活動等を通じてまた広く各戸と関係をむすんでいた。

(四) 次に以上とはやや異なった角度から若干の点について補足的に検討を行なっておくことにしたい。一つは、分家創設とそれが農家諸関係形成においてもつ意味についてである。北海道では分家創設が村落の農家の転入、新設において大きなウエートを占めるようになってくるのは、前掲第2表の事例からもうかがわれるように、だいたい大正末から昭和初期以後のことである。それは明治中期頃に入地した農家が一代目から二代目に移行していく時期でもあった。

ところで北海道の場合、分家創設は自作・小作、耕地規模の階層、あるいは入地年次等の差によって分家の頻度、形態や性格に大きな差があった。これまでの事例分析や他の調査報告をも参考にしながら、やや模式的に整理すれば次のような特徴が指摘できようか。まず分家創設の頻度は上層・自作地主・自作層において高く、下層小作にな

ればその機会は極めて狭められる。そして前者の場合部落内分家の機会も少くないが、それ以外の層ではその機会は次第に少なくなつて部落外分家が多くなり、また自作分家は自作地主・自作上層のみに限られ、他は小作分家が一般的となる。小作農場の場合においても同様で入地年次の古い上層が村落内、農場内での分家創設の機会がより多かつた。

では、分家創設による本分家關係の形成が農家諸關係においてどのような意味をもつたであろうか。本家との日常的な接触が容易な同一村落内ないしは近接の範圍に分家が創設される場合には、前項の二事例にみられたように経営・生活の両面で特別の強い結びつきを形成する。分家後間もない農家にとっては、たいいてい規模も零細で保有する家具・農機具・施設も貧弱、經濟基盤も劣弱であつたから、本家との強い結びつきが劣弱さを補いその存立を支える意味をもち、それはときには庇護・從屬的側面をとまうことになる。この点において近接の範圍、とくに同一村落内に分家が創設されるかどうかは農家諸關係のあり方にとつて大きな意味をもち、また村落内にそうした本分家關係を形成しえた自作地主・自作上層（あるいは入地年次の古い層）は、それをなしえない層に比し村落内の社會關係においてより優位な位置を占めることになる。

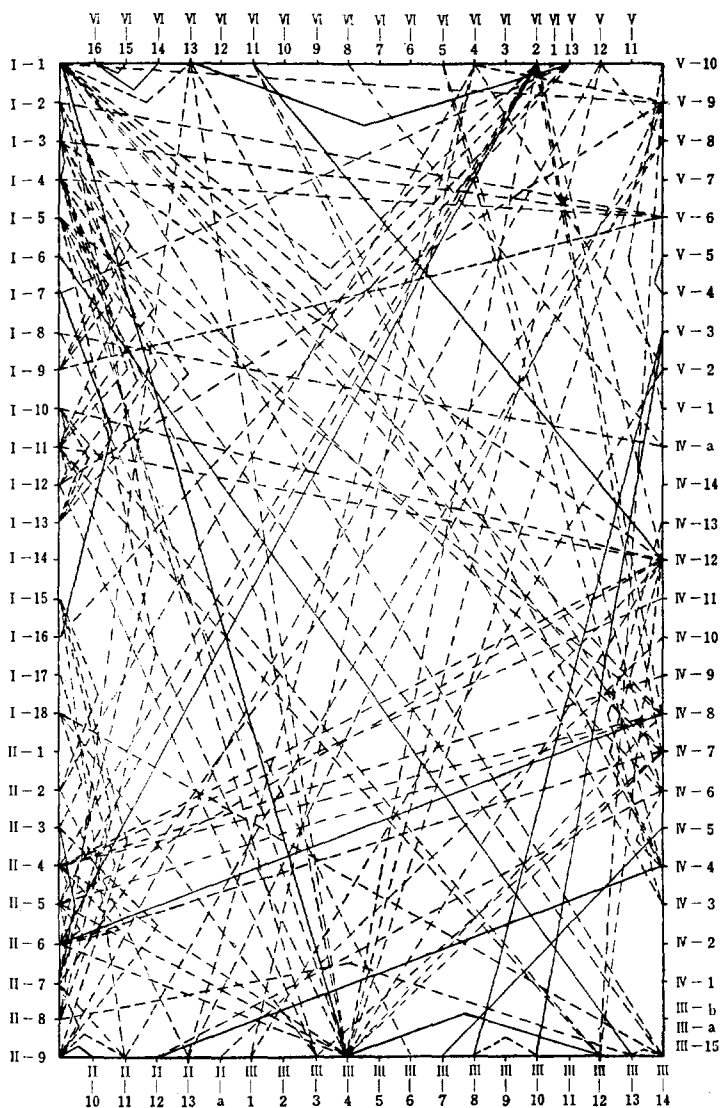
しかしながら、こうした本分家關係も府県、とくに東北の農村などでみられたような同族的關係を形成するものではなかつた。それは一つには、一つの本家から同一部落内に創設される分家はせいぜい二・三戸程度であつて、部落内の多数を包含するような有力な同族グループはとうてい形成されえなかつたからである。因に一村落内の農家の姓をとつてみても極めて多数に分散しているのが一般的であつた。⁽¹²⁾更にもう一つは、この本分家關係自体——前述のように一定程度庇護・從屬の側面をとまなつていたとしても——府県のそれほどには身分制的、固定的なも

のではなかったことである。分家の存在は他の農家と同様に不安定で流動的であり、最初の分家の地が必ずしも定着の場とはならなかった。また創設当初は小規模でも一〇〜二〇年のうちには本家に匹敵する程の規模に上昇することもそう珍しくはなく、一定の期間を経て分家が自立性を強めていけば、本分家間の特別の強い結びつきも次第に弱化していくことになる。

以上のように同族的関係の展開が弱い中で家関係において重要な意味をもったのは姻戚関係であろう。婚姻を通ずる結びつきは、郷里での親戚関係の絆を断つて北海道に入植してきた農家が、新しい地で新しい親戚関係を形成する上で手短かで容易な結びつきであった。それが近隣であったり、同一村落内であったりする場合、その結びつきは（特に一代目のとき）労働力、日常生活面での相互扶助にも及んだであろう（さきの砺波郡部落の事例でも、各戸の重要な行事である報恩講に姻戚が招かれている）。そしてこの結びつきは本分家関係に比しより対等平等な関係であった。こうした姻戚関係もふくめて考えれば、団体入植の村落などでは、村落内ほとんどの農家が親戚関係の網の目に包摂されるような状況さえ形成されていた（例えば砺波部落の各農家の親戚関係を図示した第一図参照。ここでは当然のことながら本分家関係よりも姻戚関係の線の方が圧倒的に多く、それが網の目状形成の主な要因となっている）。

(五) 以上の検討をふまえながら北海道の農村における農家諸関係の特徴についてひとまず簡単に整理しておこう。北海道の農家の存在が非常に流動的で、定着してからの歴史も浅いことは農家諸関係のあり方に対しても重要な影響を及ぼした。その中で相対的に定着的な部分（主に自作地主・自作上層、あるいは草分け的な上層農家群）とそうでない部分の存在とがあり、農家諸関係形成の中心をなしたのは主に前者であった。その結びつきは、地主小作

第1図 砺波部落における親族関係



- 注(1) 実線は本家・分家関係, 破線は婚姻による親族関係.
 (2) 関孝敏『開拓部落の展開と村落構造』38頁より転載.

関係・農作業の手間替え関係や日雇労働力の雇用関係、金銭の貸借関係、更には日常生活面での出入り関係や講での結びつきなど多様であった。またその結びつき方もいくつかの関係が重なった強く密な結びつきから、一つの関係だけの弱い結びつきまで種々であったが、前者はいわば特定少数の農家同志の結びつきで、全体としては後者が支配的であった。総じていえば北海道の農家諸関係は一時的・非固定的で、拡散的かつ部分的という性格が強く、生産・生活面では府県の農家に比しより個性性が強かったといえるだろう。そうした形で各農家は前述の定着的な農家層を中心にしながら、相互の生産・生活に必要な最少限の関係をとりむすんでいた。

大正末から昭和初期以後主に定着的な上層農家からの分家創設がかなりみられ、そこで形成された本分家関係はときには庇護・従属的側面もふくみながら、前述したような生産・生活両面にわたる強い結びつきをなした。しかしながらそれは村落内の限られた部分にすぎなく、同族的展開を示すものではなかった。北海道の新しい地での新しい親戚関係として量的な面で重要だったのはむしろ姻戚関係で（団体入植の村落などでは大部分の農家が本分家・姻戚の関係で結びあわされることもあった）、これは特に近接の結びつきの場合、農作業や日常生活面での相互扶助関係として重要であったと思われる（なお、大正期以前の時期には国衆の結びつきがこれらを補完ないしは代位することもあった）。

それと同時に昭和恐慌以後農民層が定着化傾向を示し、農事実行組合の普及定着が進む中で、村落の班や組、農事実行組合などを中心とする地縁的結びつきがより重要性を増していくことにも注目しておかなければならない。北海道の農家諸関係にみられるおよそ以上のような特質はまた、村落と農家の関係、および村落のあり様自体をも特質づけていくことになる。

注(1) このことに関連して東畑精一・神谷慶治編『現代日本の農業と農民』では、習俗社会(部落)の本質として次のようなことが指摘されている。「結局それ(家と部落の本質……引用者注)は永続的土着住民あるいは永続性をもった家族群——むしろ「家」群というべきか——の結合体と規定せざるをえないのである。つまり現在も住んでいるし、祖先たちも一緒に住んでいたという人たち・将来もまた住み続けるであろうと確信しあっている人たちがつくり出している社会、現在と超現在との統一が永続的土着性としてあらわれている社会——これが日本農村における家ないし部落である」(同書、三六九頁)。「このように農村の家族は現在性と超現在性との統一体である。それを永続させる努力あるいは意欲・欲望というようなものがあつて、それを満たすために家連合ないし家族の連合体ができ、永続的土着住民集団としての部落ができ上っている」(同上、三七三頁)。

(2) 例えば、「明治二〇年代後半の石狩国では、札幌区、札幌郡等の都市および都市周辺地域から空知郡・上川郡等新開地域への継続的な人口移動があつた」(『新北海道史』第四巻、四六四頁)。

(3) 拙稿「北海道農業集落の階層構成の一規定要因——昭和三〇年臨時農業基本調査の分析から——」(『農業総合研究』第三三巻第二号)。

(4) 黒崎八洲次良『近代農業村落の成立と展開』、一〇六—一〇八頁。

(5) 同右、二一〇頁。

(6) であるが故にまた、黒崎氏によれば、『近代』的団体を組織してその管理中枢をにぎり、団体を利用して他家との間に安定した社会関係を結ぶことが、そのような地位にある家の経営にとって必要な条件の一部でありえた」(同右、一一七頁)とされるのである。

(7) 同右、二一五頁。

(8) この頃にはH家の二代目は保険の外交員も兼ねていたようで、そのことが年雇もおきしかも日雇も少なからず導入することにつながっていたようである。

(9) 砺波部落では部落全戸による「砺波報恩講」と、実行組合単位で当番の宿を順次交替して行なう「砺波御講(回り御講)」と、各農家毎に部落内外の親族を招いて営む「在家報恩講」の三種類の講があつた(詳しくは関孝敏「開拓部落の展開と村落構造——講組織を中心として——」『社会学評論』第九六号)。各農家にとっては後者の講が一年のうちの最も

重要な行事の一つだったようである。

- (10) S家の労働日誌からはH家への日雇出役がかなりでてくるが、前述のH家の日記にはそれが記載されていない。H家の日記記載が必ずしもこうした日雇を総てカバーしているわけではないという点で、前述のH家をめぐり出入り関係の分析は若干修正を要するかもしれない。

- (11) 例えば篠津兵村を分析した森岡清実氏はこの点について次のように述べている。「現在本家筋の六分の五まで明治時代の入植であるのに対して……大正以後の転入戸のなかで篠津に止まった家系からはきわめて僅かの分家創立をみるのみで、大多数は単位戸として現在に至った」(森岡清実「北海道篠津兵村の展開と村落構造」『社会科学論集』第四号、五九―六〇頁)。更に関谷マリ子『野幌部落史』でも次のように述べられている。「分家慣行には如実にその階層が反映される。……家屋の新築、馬・農家具等の一通りは勿論、半戸(二町五段)程の土地を与えられた分限者の子弟あり、……殖民社との開き分けによって三分の一の土地所有者となった分家もあった。以上は明治中期以後大正年代の、土地にも農家経済にも比較的弾力性のある頃の中農以上の分家であるが、小作農の分家は却々容易でなく、小作地なら野幌地内でも尋ね求められたが、家屋や馬・農具等を整えることは困難であった。……小作農以下になると、例へ部落内に土地の余裕は見出されても、一戸独立した小作農を整えることはむづかしく、其処に他出なる現象が起るのである」(二二九頁)。
- (12) この点についても前注で引用した森岡論文で次のように述べられている。「本家筋二四戸のうち実にその半数近くまで只一戸の分家を有するに止まり、三分の一が二戸、残りが四―五戸の分家をもつ。したがって同族の規模は一般に頗る小さいといわなければならない」(五九頁)。更に黒崎氏も留寿都村農家のうち三分の二は一姓一戸であったとして「同族的な家関係が部落内に発展することがとぼしい」としている(黒崎前掲書、二八七頁)。

三 農家と土地との関係の特質

府県農村と対比した北海道農村の特質のもう一つの面は、農家の土地に対する関係・土地をめぐる関係において顕著にあらわれる。府県の多くの農村では、村落の土地の総枠が固定ないしは限定された中で各農家は生産・生活

の営みを何代にもわたって継続してこなればならなかったわけで、農家の存在が長期に固定的であったこととあいまって、土地は非流動的で希少化した存在であった。そのような条件のもとにおいて土地が巨大な重みをもつ関係・構造が農村において形成されていた。⁽¹⁾

これに対しそもそも未開の土地の開拓によって形成された北海道の農村では、こうした土地の巨大な重みは強くなく、むしろ労働こそが規定的になるような関係、あるいは労働力の多寡と質こそが経営規模の重要な規定要因となるような関係すら形成され、土地をめぐる諸関係も府県農村のそれとはかなり異なったものとなる。それは未墾地を広範に残し労働力が相対的に希少価値を有した開拓期は勿論のことであるが、開拓Ⅱ外延的拡大が一段落した後にもなお経営内・地域内未利用地の残存や、畑から水田への転換等で個別的には外延的拡大の余地を残し、農家も農地も流動的であり、府県のような土地をめぐる緊張した関係が固定化されるまでにはいたらなかった。⁽²⁾ 以上のことに関連していくつかの面からもう少し検討を加えておこう。

まず保有労働力数が経営規模の重要な規定要因になっている点について、次の第7表をご覧ください。これは既にしばしばとりあげてきた砺波部落の昭和九年における保有労働力数と経営耕地規模との関連をみたものである。この表によれば、各戸が保有している労働力は、少ないところで二人、多いのは八人と開きがあり、それに応じて経営耕地規模にもかなりの開きがでている。すなわち、保有労働力二人の農家は三・四町前後が多く、三人になれば四・五町、五・六町規模が多くなり、四人になれば五町以上の規模になるというように保有労働力が多くなるとともに耕地規模も大きくなり、この部落の最上層である八・一〇町、一〇・一五町の規模ではほとんどが五人以上の労働力を擁しており、保有労働力数と経営規模とが極めて強い相関関係にある。⁽³⁾ そのことは直接的には労働

第7表 保有労働力と経営耕地規模との相関（砺波部落の場合、昭和9年）

経営耕地規模 保有労働力数	2～3町	3～4	4～5	5～6	6～7	7～8	8～9	9～10	10～15	計
2人	6	11	5							22
3		5	17	12	4		1			39
4			2	8	3	2				15
5				2	3	6	2	1		14
6						3	1			4
7							1		1	2
8									1	1
計	6	16	24	22	10	11	5	1	2	97

注. 栗沢村砺波農事実行組合聯合会『帝国農会主催農家簿記優良記帳審査会出品調書』より集計.

力一人当たりの耕作可能規模が、約一・五町前後という当時の農業（稲作）の技術段階に規定されたことであつたが、その場合保有労働力と耕地規模とどちらがより規定的な要因であつたかが重要であろう。この点について我々は経営耕地規模が農家の保有労働力を規定する面だけでなく、逆に保有労働力の多寡が経営耕地規模を規定する面が少なからずあつたところに北海道の特徴があつたと考えている。⁽⁵⁾それは次のようなことである。分家・新設の農家も当初の劣弱な労働力構成で規模が小さい状態から出発して一〇、二〇年を経過し、子供が生産年齢に達して労働力が豊富化するとともに耕地規模も拡大していく。この点で北海道では農家自体の移動・流動をとめないながら農地はかなり流動的であつた。とくに小作地については、小作農家自体の流動性による面と、労働力の一時的多寡に応じた耕地規模の部分的調整という面から、より流動的であつた。このように農家の階層変動の中には、ライフステージⅡ保有労働力の変化にともなつて耕地面積を増加・減少させるという動きも一部にふくんでいたとみることができるといふ。⁽⁶⁾こうした点は、前稿でみた中村農場等の個別農家事例において既に確認したところでもある。

以上のような特質は農家諸関係に対しても種々の影響を及ぼす。例え

ば、本分家關係に對しても、それは分家側に自立性をもたらし、庇護・從属の關係を長期に固定化させない基盤となる。また労働力の量と質の充実如何、刻苦勉強、經營の才覚等によつて上昇しうる可能性の存在は（もつとも、それを現實化しうるのは限られた農家にしかすぎないが）、北海道の農村社会に一種の「実力社会」的な状況をもたらすことになる。

土地に對して労働がより規定的であつたことは、農民の土地（保有）観、土地との結びつき方にも影響を及ぼした。自らの労働の成果として土地を我がものとする、そうした關係は開拓の行為を農民自らが経験することを通じて、よりはつきりと意識されていったのではないかと思われる。それは自作開墾の場合だけでなく、小作開墾の場合でもそうであつた。開墾小作慣行はある意味ではその反映であらうし、大正末期以後の農民組合の運動においても、自らの労働にもとづく土地に對する權利、という考えの芽生えがうかがわれ、それが地主に對する小作料減免等の要求の一つの根拠になつていたように思われる。⁽⁷⁾

土地に對して労働がより規定的であつたことに關連して、北海道の農村社会におけるイエの未形成ないしは未成熟性の問題にも關説しておきたい。この問題は本来多方面からの詳細な実証的検討を要する問題であるが、ここではその用意がないので、行論との關連でさしあたり次の点だけを指摘しておきたい。府県農村の農家Ⅱイエにおいては、先祖から代々にわたつてひきつがれてきた家系が存在し（「御先祖様」）、しかも連綿として続いてきた祖先の過去労働が対象化され、蓄積されてきた土地、家産が、これを維持し後代に繼承していくべきものとして現在家族員を規制する關係にあつた（家系・家産の継承重視）。

ところがこれに對し北海道の場合、小農家族が生産と生活の最小単位ではあつたが、その存在はまだ歴史が浅く、

せいぜい二代目ないし三代目であり、現在家族員にとって先祖は父母ないしは祖父母というまだ手近かな存在であつて、抽象化・観念化された存在にはなっていない（「御先祖様」の不在）。また現存の土地や資産についても、多くの場合先祖からひきつぎ、その代々にわたる労働が対象化されたものというより、現在家族員の労働によつてえたものであつた。また農家の存在が流動的である場合は——その場合現在の土地自体は自らの代にえたものとなる——、そうした点はより強くあらわれ、農地の個々の地片に対する執着は弱くなる。⁽⁸⁾ こうした北海道の農家存在の実態からいえば——北海道といえど法律的・制度的には日本のイエ制度一般の枠外にあつたわけではないが——府県農村にみられたようなイエなるものは形成され難かつたし、少なくとも一般化はしなかつたのではないかと思われる。

確かに黒崎氏が分析したように「別本家」をおこし、「家法」を定めた大西家のような事例もないではないが、それが北海道の農村のどの村落、どの農家にも一般化はしていなかつたとみられる。村落としても、そのように一般的に成立したイエを成員としてムラが構成される、という状況になかつたことは確かであろう。また、府県の村落Ⅱムラがイエを成員としてイエ連合として構成されていたことを考えれば、北海道の農村ではイエの未形成・未成熟性という面からも北海道の村落の特質が問題となつてこよう。

注(1) このことに関連して、相川氏は、庄内平坦および佐賀平坦の米作農村と鹿児島島の畑作農村とを対比しながら相続慣行を比較検討し、農地が農業生産に果たす寄与の度合、農地規模の確保の不可欠性の度合によつて農地が労働に比してもつ重要度の軽重が生じるとし、その如何によつて「そうした農業生産を基盤とする家族という社会組織も、水田二村においては農地を中心とした凝集力の強いものになるのに対し、畑作蓮子では個人の労働力中心の凝集力の弱い形態になると推論される」と述べている（相川良彦「農家相続の地域性」『農業総合研究』第三三巻第二号）。これはいわば府県内部での土

地と労働との関係の比較であるが、我々はこれを府県と北海道との比較に移しかえて考えてみることにしたい。

- (2) だからといって北海道では農民にとって土地の自由な占取・所有が可能であり、自由に規模の拡大が行ないえたということ述べているわけではない。ここで問題にしようとしているのは、土地と労働との関係における府県と対比したあくまで相対的な意味での北海道の特徴についてである。

- (3) 布施氏も網走の端野村川向部落の事例を分析し、農家の土地集積過程の面からそれと保有労働力との相関関係を指摘し、「家族の保有労働力が増大した時期に——これは家族のライフ・サイクルと深い関係があるが——特定作物への作付選好と結びついて、土地の集積を行っている場合が北海道の農村においてはみられる」と述べている（布施鉄治「村落社会構造分析方法についての若干の考察」『社会学評論』第一三巻第二号、一一頁）。

- (4) この年の砺波部落平均の水田反当所要労働日数は約一二人日で、労働力一人当たりの耕地面積は平均一・三町であった。なお、耕地のうち水田の比率は九三％である。この年は九七戸中一九人の年雇が導入されているが、それはこの表の保有労働力にはふくまれていないようである。

- (5) もっとも、保有労働力（とくに次三男傍系労働力のかかえこみ）は労働力の農外排出の可能性如何にも左右され、したがってそれは農外労働市場の展開の時代的变化にともなって変化する。

- (6) あらためていうまでもないことであるが念のため断っておけば、全体的には入地の古い草分け的な農家が上層・自作層をなし、新しい農家が下層小作層をなすといういわば「先着順序列」の規定性が貫くことをふまえた上で、なお部分的にはこうした動きの流れもあり、その点に北海道的な特徴が認められるのではないかという意味である。

- (7) 北海道の草創期の農民運動の優れた指導者であり、日本農民組合北海道聯合会の初代委員長であった荒岡庄太郎が、農民組合の思想を『猿蟹合戦の話』になぞらえて説明し、小作農民に深い感銘を与えたことが語り伝えられている。北海道では小作農民の労働こそが北海道の開拓を支え、現在の美田を築いたのであり、だからこそ北海道の小作農民は地主に対して府県の小作農民以上に強い権利を主張できるし、農民組合運動の正当性もある、というのがその主な主張点であった（詳しくは農民組合創立五十周年記念祭北海道実行委員会『北海道農民組合運動五十年史』七〇～七五頁参照）。未開の土地を農地たらしめたのはそこに投じられた小作農民の労働であり、その労働の成果としてこそ現在の農地があるはずだ、というのがその思想であろう。北海道という場でこそこうした思想がよりはっきりとち出され、それがまた少なから

ぬ小作農民の心をとらえたことに留意しておきたい。

- (8) 北海道農業の特徵として、所有に対する経営の優位が指摘されることがあるが、そのような農業経営面の特徵も、こうした農家の社会的性格の特徵と結びつけて考える必要があるのではないか。

四 農家と村落との関係の特質

(一) 北海道の農村社会と府県のそれとの差が最も際立った形であられるもう一つの側面は、農家と村落との関係においてである。府県と北海道での農家と村落との関係のあり方の差異とは、端的にいえば、府県では村落がかなり小なり自治的性格をもち、あたかも独自の意思をもつ存在であるかの如くたちあらわれ、農家に様々の規制を及ぼし、村落が農家を規定していくという関係が強くあらわれるのに対し、北海道の農村の場合はむしろ逆で、農家のあり様が村落のあり様を規定していくという関係がより強くあらわれるということである。

もっとも、府県の村落そのものを「自治村落」として、あるいは独立した抽象体、独自の意思をもつ存在としてとらえることが、果たして妥当かどうかについては議論のあるところかもしれないが、さしあたり次のことは指摘できるであろう。府県の村落は幕藩体制下に近世本百姓を成員とする封建村落としてその基本構造を確立し、村落独自の領域を有し——入会地等独自の財産を有する場合も多い——村落内の土地利用・水利利用の調整・規制を行ない、それを基盤としつつ、村落内成員に対して相互調整ないしときには制裁をとまう規制を及ぼすとともに、社会的文化的統合力を有し、更には対外的（他村落等）な折衝・協約もなす自治的な存在であった。このようにして一度確立し固定化された村落は、社会的生産力の一定の発展段階の枠内では、あたかも独自の存在論理・意思を

もつかの如くに成員個々に対してくるといふ關係が生み出され、明治以後も一定の変容（例えば入会地の縮小・解体等）をとげながらもなお基本的な構造は維持されてきたとみられる。

前述した自治村落としての把握や独自の存在論理・自己展開力をもつ存在としての把握は、こうした側面を強調した理解の仕方であろうが、その過度の強調はともかくとして、府県の農村と北海道の農村との対比でいえば、まさにこの側面に北海道の農業村落の重要な特質があらわれるのである。北海道の農村では村落の自治的性格は乏しく、農家に対して村落が独自の意思、自己展開力をもった存在として相対するという關係は弱い。農家のあり様が村落のあり様を規定し、やや極端な言い方をすれば、農家が存在し、農家（および行政）が必要とする限りにおいて村落が存在するという關係——いわば農家（小農）の生産・生活の限界面を相互に補完しあう必要最少限の結びつき、「共同」的諸關係——なのである。以下ではこうした特質にかかわるいくつかの問題をとりあげて、もう少し詳しく検討してみることになしたい。

(二) まず第一は、既に周知のことであるが、北海道の農村には村落共同体の物的基盤とされる入会地・共同地がそもそも欠如していたこと、その欠如の上に農法、農村社会が形成されていたことである。北海道では共同体的土地所有・入会慣行が欠如しており、「共同体論」を安易に適用すべきでないことを夙に指摘したのは榎本守恵氏であった。⁽²⁾ 保志恂氏もそれをうけて農法論の立場から次のような指摘を行なっている。「山林・牧場地も大地積処分され、地主に所有されて、地主的牧場経営を創成せしめ、農民に共同使用地として確保されるところがなかった。このことは農村内部の共同体的關係を稀薄ならしめ、西欧封建村落社会とは異なった強制的地力均衡方式を欠く村落構造を形成せしめた」。⁽³⁾

入会地・共同地の欠如の主な要因の一つは、北海道の開拓にあたっての植民区画の設定、およびそれに基づく貸下げ、払下げにおいて入会地・共同地が全く配慮されなかったところに求められる。一戸分（多くは五町歩）毎に分割された土地に各農家が入植するやり方では、共同地が形成される余地はそもそもなかったといえる（大地積処分の場合でも農家への配分、入植の際には同じであった）。それは、府県の既存の入会地さえもが明治期には強制的に国（公）有地、国（公）有林に編入されたことを思えば、ある意味では当然であったかもしれない。同時にまたそれは肥料を外部から補給し、地力の内部再生産の機構を欠如した農法（「北海道農法」）の成立と相互規定的でもあった。

明治末になって、入会地・共同地の欠如が「部落のまとまり」、町村の財政基盤の弱さ等との関連で行政当局自体によって問題化され、部落有財産、公有基本財産の造成が奨励されたりもした。そうしたこともあり、部落有地（林）、町村有地（林）の造成がはかられたが、それも特に部落有地（林）については一部にしかすぎず、また造成されたとしても専ら財産としての造成であって、成員農家の生産・生活に不可欠なものとして内面的に結びついたものではなく、したがってまた成員農家を共同体的に規制するようなものではなかった。この点については砺波部落の事例において指摘したところでもある。

因に、戦後の数字になるが、センサス等によって共用林野、共同採草地、共同放牧地のある集落数についてみておけば第8表の通りである。都府県では四分の一の集落が共同採草地を有しているのに対し、北海道ではわずか三%の集落しか有していない。共用林野は都府県が四〇～五〇%、少なくとも二〇～三〇%なのに北海道は一〇%と格段に低い。ただ共同放牧地については府県の四%を上まわって一一%の集落が有しているが、

第8表 共用林野・共同採草地等のある集落数割合

(1) 共用林野のある集落数割合 (全道, 昭30)

	集落数 総数 (A)	共用林野 のある集 落数 (B)	共用林野 のある集 落数割合 (B/A) %	用途別面積割合 (%)				
				用材	薪炭	採草地	放牧地	その他
全道計	10,197	1,040	10.2	2.8	9.6	4.5	69.6	13.5
石狩	699	49	7.2	36.0	30.6	4.7	20.6	9.1
空知	1,584	16	1.0	0.6	63.6	22.6	7.0	6.2
上川	1,770	26	1.5	1.1	38.4	10.9	29.9	19.7
後志	575	52	9.0	5.2	27.5	5.4	55.8	6.1
檜山	286	62	21.7	0.3	68.0	16.0	15.5	0.2
渡島	482	61	12.7	10.0	46.6	9.7	29.8	3.9
胆振	465	50	10.8	2.5	31.0	19.1	31.4	16.0
日高	396	54	13.6	1.4	6.6	9.9	82.1	-
十勝	1,356	154	11.4	5.1	4.8	5.2	52.6	32.3
釧路	478	132	27.6	-	1.4	1.6	96.9	0.1
根室	200	30	15.0	-	-	1.1	98.9	-
網走	1,404	317	22.6	2.3	27.3	5.2	61.9	3.3
宗谷	199	29	14.6	0.1	2.9	1.7	44.3	50.9
留萌	303	8	2.6	-	64.8	4.9	22.3	8.0

(2) 共同採草地等のある集落数割合 (全国, 昭35)

	集落総数 (A)	共同採草地の ある集落数 (B)	共同放牧地の ある集落数 (C)	B/A %	C/A %
北海道	10,112	318	1,073	3	11
都府県	142,319	37,433	5,199	26	4

注(1) (2)については60年センサス農業集落調査結果より。

(2) (1)については昭和30年臨時農業基本調査照査表調査結果より。

なお、共用林野のある集落数割合を都府県についてみると、東北46、関東19、北陸27、東山54、東海30、近畿47、中国36、四国23、九州37%で、地域差はかなりあるが、北海道が格段に低いことには変わりがない。

その大部分は十勝・釧路・網走の畑作・酪農地帯であつて、空知・上川の水田地帯では極めて僅かであることは、共用林野の用途別割合の支庁別動向からも明らかである。

以上によって確認される農家の生産・生活を共同的に補完する入会地・共同地の欠如は、一方で各農家に対する入会地・共同地の利用を通じての共同規制の欠如を意味するとともに、他方で地力再生産等の課題を各農家の個別対応に委ねることとなり、土地利用の個別性を強めることとなった。こうした面からも——入植早々から変動の激しい畑作の商品生産農業として出発せざるをえなかったこともあいまって——農家経営の個別的展開がより強められたのである。

(三) 北海道の農業村落はその形態面においても顕著な特徴を有していた。それは、散居制ないしは散在制の村落が大部分を占めていることであり、農業村落と市街地とが初発時より分離して形成されてきたことである。前者の点については既に周知のことであるが、七〇年センサス農業集落調査結果によつてあらためて統計的に確認しておけば第9表の通りである。都府県では約三分の二の集落が集居制ないしは密居制であるのに対し、北海道では八五%の集落が散在制ないしは散居制である。集居制および密居制の集落が一五%あるが、その大部分は沿海部の半農半漁の集落や道南の一部の農村であり、内陸部の農村はほとんど総てが散居制ないしは散在制であるといつてよい。

殖民区画によつて砦盤状に区画された典型的な農村の景観は、例えば次のような叙述が描く通りである。「各農家は各割当てられた区画地の中に家を建てた。基線及び号線は道路であるから、農家は大観すると沿道村を形造つたのである。但し、各農家の距離は、道に近く作ると最短一〇〇間、若し経営の便を図つて区画地の中央に設けられたりすると隣家まで二五〇間となる。……所々に巾百間の自然防風林が存置されたから、その場合は各戸の距離

第9表 農業集落の形態別農業集落数割合

(単位：%)

	散 在	散 居	集 居	密 居
都 府 県	17.6	18.8	55.0	8.8
北 海 道	29.7	55.2	11.4	3.8
石 狩	9.2	55.6	27.3	7.8
空 知	20.7	74.6	2.5	2.1
上 川	33.1	61.9	2.1	2.9
後 志	33.1	44.3	18.8	3.8
胆 振	51.0	38.2	7.8	2.9
渡 島	17.9	34.0	39.3	8.8
檜 山	18.3	21.3	50.9	9.5
日 高	34.6	38.3	19.2	8.0
留 萌	50.4	31.5	13.8	4.4
宗 谷	42.3	23.3	29.6	4.8
十 勝	22.5	73.6	3.4	0.5
網 走	48.7	33.5	11.8	6.0
釧 路	60.3	30.5	7.8	1.3
根 室	13.2	65.6	12.8	8.4

注. 70センサス農業集落調査結果より.

は更に増大した。……こうして広い土地に農家の散在するいわゆる疎居制になってしまった⁽⁴⁾。

以上の叙述にもしめされているように、この散居・散在制の集落形態が、一戸分五町歩の殖民区画に原型を有するところの農家の圃場の集団性、団地性をともなっていたことに留意しておく必要がある。この圃場の団地性は、その後の農地の移動・売買を通じて次第にくずれ、分散化傾向を示すのだが、それにしても一戸当たりの団地数、一団地当たりの面積からいって府県における零細分散錯圃状態に比べれば、団地性、集団性は顕著である。

では、このように圃場が相対的に団地化し、隣家までの距離が三〇〇〜五〇〇メートルもあるような集落形態上の特徴は、その内部紐帯、農家相互の結びつきにどのような影響を及ぼしたであろうか。この点についてのたचितた検討はできな

いが、さしあたり指摘できるのは、それが各戸の日常の生産・生活の営みにおける孤立性ないしは個別性を促がすという点であろう。時折の農作業における手間替え、村落の諸行事での寄合い等は、他と接触、交流し、村落での社会性を回復する数少ない機会ということになる。冬期間の降雪や交通事情の悪さはそれをより強めたであろう。また、こうした場合の地縁的結びつきは、その地理的事情に規定されて、同じ道路ぞいに並ぶ農家同志の近隣関係が自然な結びつきをなすことが多い（例えば、さきの引用でいうところの「沿道村」、あるいは前稿雨竜村の事例でみた「道路組」等）。

散居制という集落形態上の特質にのみ起因するわけではないが——村落の歴史の浅さ、農家の流動性、他村落との関係等、いわば村落のあり方そのものにかかわってくることであるが——、村落の固有の領域が不分明で、現にまたその領域が変化していることも重要な特徴の一つであろう。府県の村落が、名称は地域によって様々であるが、固有の領域を有していることについては、七〇年センサス農業集落調査で統計的にも確認されたわけであるが（都府県の集落の八割が明確な領域を有している）、北海道についてはそれが調査すらされなかったことにも象徴されているように、特に平場農村においては固有の領域が不分明な村落が多い。北海道では土地それ自体に即した境界というよりも、むしろいわば属人的に農家の耕作地に即して村落の境界がきまる面が強い。そしてその農家が流動し、更には中村農場の事例でみたように村落自体も分離・統合によって変化すること、村落の領域は変化して不分明とならざるをえないのである。逆にいえば北海道では村落自体に固有の領域を明確化させる内部的必然性、あるいは統合力に乏しいということでもあらう。

農業村落と市街地が初発時より分離して形成されてきたことについては、鈴木栄太郎氏が次のような指摘を行な

っている。「内地では私の所謂孤立商店や、商店群落は村落の内部に存して居ます。……商店の数が増して、田舎町と呼ばれる様な程度となつて居るものも、その聚落内にはなお多くの農家戸数を残して居る。……その様に内地では商店は農家と一つの聚落内に並び存して居るのが常であるが、北海道の市街は、何か特殊の事情なき限り完全に非農業的人口のみによつて成り立っています。内地では都市の幼児は村落の内で成長していくが、北海道では、都市は幼児の時から村落より独立して居るのです⁶。そしてこうした市街地がサービスセンターをなし、個々の農家は皆それに強く依存しているというのである。

このように初発時より農業村落と市街地とが分離して形成され、市街地が非農業的人口のみで構成され、役場その他の公的諸機関や各種商店群の集中する「密居のサービスセンター」として存在するとすれば、他方の農業村落は非農家をあまりふくまない純農業村落として構成されることになる。そして農業村落は各種機関や商店群が集中する市街地と行政面や物質的諸関係、あるいは文化面その他の各種の情報面でのつながり等多面的な結合、依存関係をとり結ぶことになる。とくに北海道の自給的性格の弱さ、商品経済的性格の強さは、それだけ、農産物の販売や農業生産資材や生活用品の購入面での市街地の商店ないしは産業組合・農協等との結びつきをより深く、強いものとする。このように個々の農家の関係が村落内で完結せず、村落外・市街地の諸機関・商店等との結びつきが強ければ、それだけ村落の自己完結性は弱まり、村落内では農家相互の生産・生活にとつての必要最小限の結びつき、営なみに限定される傾向を有することになる。

(四) 北海道の農村では村落の自治的性格が乏しいことは最初にふれた。それは村落の形成過程の歴史的事情に由来する。すなわち、さきに大づかみに述べたような村落の自治的側面が形成されてきた近世封建村落以来の歴史を

欠如していること、明治以後の村落の形成過程で行政ないしは体制側からの作用を強くうけてきたことの影響、いわば官治的性格を色濃くもちながら村落が形成されてきたという歴史的事情である。

府県のムラは、明治以後、行政の末端組織として編成され、行政の下請的側面をもたされたが、なお、ムラ自体の自治的側面を失うことはなかった。これに対し北海道の農村では、前稿の雨竜村の事例等でもみてきたように、そもそもまだ村落が形成されていないところに、行政上の要請から地域末端組織として行政区が上から編成された。したがってそれは、もともとムラの自治の実態が初めから存在しないところで行政下請的・官治的側面が濃厚な形で発露した。村落としての内実はむしろその後から遅れて形成されたのである。加えて、昭和恐慌期以後の農事実行組合の設立、普及、それを軸とする農村組織の編成においても、農会―農事指導、産業組合等のルートを通じた、行政ないしは体制側からの直接・間接の作用が強く影響を及ぼしていた。

こうした歴史的経緯の中で北海道の村落は行政ないしは体制に対して親和的な関係をもって形成されていった。したがってそこでの村落の自治性の獲得は微弱とならざるをえなかったのである。府県では村落が農政浸透に対する障壁ないしはそれを変質させる媒体となったのに対し（村落のいわゆる「インターフェイス機能」⁷⁾、北海道ではそうした機能を果たすことなく、むしろ農政の受容基盤となることによって農政がストリートに農家個々に及んだとされるのも、以上のような村落のあり方と関連している。

(5) 北海道ではまた村落の文化的統合機能も弱かった。府県の村落ではそれぞれ独自の生活様式があり、神社儀式や祭礼等の諸行事を通じての文化的統合の機能を大なり小なり有していたが、北海道の農村社会ではその歴史の浅さもあって村落自体の文化の蓄積が乏しく、成員に対する文化的統合の機能は弱⁽⁸⁾かった。勿論、北海道でも、事

例分析でみたように一部の団体入植の村落では神社も早々に祭られ、郷里の慣習や文化がもちこまれ、それが再編成されながら一定の定着をみるなどの例もある。しかし、異郷者同志の寄せあつめである大部分の農村では生活習慣や文化が共通化（ないしは独自のその形成）されてくるのはかなり後のことであり（だいたい昭和期以後）、しかも成員の社会的流動性が高い状況の中では、府県のムラの如き成員の固定した閉鎖的關係のもとで、長い歴史を経て形成されてきた文化的統合の機能は未成熟たらざるをえなかったのである。

(六) 以上やや羅列的であるが、共同体の物的基盤とされる入会地・共同地の欠如、散居制・市街地と農業村落との分離といった集落形態面での特徴や村落固有の領域の不明、あるいは村落の自治的性格の乏しさや文化的統合の機能の弱さ等の問題を取りあげて検討してきた。これらは、さきに述べた北海道の農村では村落が独自の意思・自己展開力をもった存在としてはあらわれないという村落それ自体の特質にかかわる問題であった。散居制のもとで各戸が孤立・散在して生産・生活し、かつ農家の社会的流動性が高く、成員がたえず変化し、入会地・共同地も欠如、村落固有の領域も不明な状況では——と同時に北海道での村落形成の歴史的特質、とくに府県との形成時期、その社会的生産力段階の相違の問題も関係してくるが——、村落が独自の意思・自己展開力をもった存在とはなり難かった。そのことはまた、成員である農家に対する村落の關係の仕方にかかわってくる。そこでは村落が相對的に独自の存在として村落内の生産・生活を規制し、そうした形で成員農家に關係しこれを統合していくという構造にはならなかったからである。

ではこれを農家の側からみればどうなるであろうか。農家相互の諸關係それ自体については既にみてきたところだが、これをやや視点をかえて農家側からの村落への關係の仕方の特質という面からとらえ直して整理しておくこ

とにしたい。成員農家に対する村落の統合力が弱いということは、農家の側、農家相互の諸関係からいえば、それらの村落内への求心性・凝集性が弱いということであろう。北海道では既にふれたようにその農業構造上の特質から農業経営は商品生産的で、農家の生産・生活は個別性が強い。もともと、北海道の農家も相対的に規模が大きいとはいえ家族労働力を基本とする小農であって、自然的にも経済的にもむしろ府県農村よりも劣弱な条件のもとで生産・生活を営まざるをえなかったわけであり、自立ないしは独立して存続しうるような存在ではなかった。既にこれまでかなり詳しくみてきたように、各農家はルーズで非固定的ではあったが種々の結びつきを相互にとりむすび、それが彼らの生産・生活を支えあう役割を果たしていた。それは、表現をかねれば、農家（小農）の生産・生活の限界面を相互に補完しあう必要最小限の結びつきであり、しかも府県のムラのような共同体的関係ではなく、個別農家Ⅱ小農の任意・自主的な結びつきという面をより強くもっていたということができよう。

こうした農家相互の諸関係は必ずしも総て村落に凝集・統合化はされず、またその結びつきの広がりも必ずしも村落の範域に一致せず、種々であった。しかもなお他面で、農家は農地の面的広がりの中において農業生産を行ない、土地空間との分ちがたい結びつきの中で生活を営んでおり、彼らの生産・生活は地縁性に強く規定されているから、農家相互の結びつきも地縁の関係を基礎にするか、ないしはそれに強く制約されたものとならざるをえなかった。したがって農家は集団としては地縁組織ないしは地域組織が基礎とならざるをえない。農家の流動性が緩和し定着性を増してくる昭和期以後地縁的結びつきが次第に安定化し、地縁組織の重要性が増してくるのも、その意味で自然であり、当然であった。

北海道のルーズな農家諸関係のもとで、しかもこのように地縁組織を基礎としてこれを編成していくものとして

適合的なのは農事実行組合であつた。農事実行組合はいわば機能的な地縁組織であり、かつ社会的な生活部面にもかかり、ルーズな形ながら農家相互の結びつきを種々の広がりと密度において内包し、また農家相互の関係をこの農事実行組合の規模で調整しあい、更により大きな範域の組織に対してはその基本単位をなした。加えて行政や体制側によつても新技術の普及定着の末端組織として、負債整理・資金借入れの共同連帯組織として、あるいは各種事業導入の受容組織として農事実行組合が重視され、こうした部面を通じて農事実行組合の「共同性」が政策的に奨励強化されていった点も看過してはならないであらう。⁽⁹⁾このような農事実行組合を単位とする地縁組織、後述する「農事組合」型村落がそれ独自の意思・自己展開力をもつて農家に対してくるような存在でないことは、あらためて述べるまでもないであらう。

さきに北海道の農村においては農家のあり様が村落のあり様を規定し、農家が存在し農家（および行政）が必要とする限りにおいて村落が存在するという関係であると述べたのは、およそ以上のような含意においてなのである。

注(1) 斎藤仁氏は、後期封建制下の領主権力に対する農民身分の抵抗と妥協の組織として形成された村落が、特定の領域と領民（構成員）をもち、一種の行政権と司法権を行使し、さらに独自の財政権・財産権をもっているとし、村落がこのようにそれ自体の公権力的上部構造をもつことに着目して、これを自治村落として規定している。そして明治以後の府県の村落もこの封建的自治村落に直接に由来するものとしてとらえている。斎藤仁「日本の初期農村協同組合」（滝川勉・斎藤仁編『アジアの農業協同組合』、同「東南アジア農業問題の内部構造」（滝川勉・斎藤仁『アジアの土地制度と農村社会構造』、同『農業金融の構造』第二章参照）。

また後者のとらえ方に関しては、東畑精一・神谷慶治編『現代日本の農業と農民』が「習俗社会の併呑力」、「習俗社会の自己展開力」という提起を行ない、川本彰『日本農村の論理』でも村落が独自の「領土」をもち、それを物質的基盤とする「一つの独立した抽象体」としてとらえられている。これらは村落を独自の意思・展開力をもった存在としてとらえ

る説を代表するものであろう。これとはややニュアンスが異なるが、児島俊弘氏も自律性・インターフェイス機能をもった「自己制御系」として村落をとらえている（児島俊弘「地域農業の『統合システム』について」『農業総合研究』第三巻第二号）。

(2) 榎本守恵「北海道僻地社会における共同体論の問題——分析の基礎視角に関する試み——」（『北海道学芸大学僻地教育研究』第八巻第一号）。

氏は北海道で村落共同体が形成され難い理由として次のような諸点を列挙している。

- ① 府県農村の共同体の分解によって放出された移民が個々ばらばらに入植して開拓地集落が形成され、集団としての親密度が弱い。
 - ② 家父長制的家族集団から分出した単婚家族の入植→個々の家の求心性の弱さ、本分家、婚姻関係は存在していても共同組織としての意味がない。
 - ③ 当初より資本主義的商品作物・畑作を主体としていた。
 - ④ 共同体的土地所有・入会慣行の欠如。
 - ⑤ 農家・住民の流動性の高さ。
 - ⑥ 郷里差・（前職の）職業差による生活慣習の差と伝統的慣習に必ずしも規定されない特性。
 - ⑦ 行政の単位がそのまま部落の生活圏になっていない場合が多い。
- これらは北海道の農村社会の特質を多面的に指摘したものであるが、しかしそれをいわば消極的な形で、しかも一般的に述べたにすぎない。我々としては共同体的でないとした上で更に、例えばさきに列挙されたような要因が村落の内部構成・社会構造にどのような影響を及ぼし、どのような構造の村落を形成するにいたったか、という問題にまでおりて、北海道の農村社会の特質をより積極的に明らかにしていくことが必要であると考えている。

(3) 北海道立総合経済研究所『北海道農業発達史』（上）、七八頁。

(4) 高倉新一郎「北海道の村落私観」（村落社会研究会『村落研究の成果と課題』）。

(5) もっとも、それも水田地帯と畑作地帯ではかなり異なるようである。村落が固有の領域を有していることを提起した川本彰氏は次のように述べている。「領土保全は水田地帯で典型的であり、畑作地帯では領土観念はうすれている。より属

人的な境界が強くなる。畑作地帯の開発年代は新しく、長年の境界争いが累積しておらず、また領土保全の基本的条件たる水利・畦道の規制からまぬかれやすい。かくて領土はあまり意識されない」（川本彰『日本農村の論理』、一九一頁）。この畑作地帯の延長上で北海道を考えるとき、この指摘はなかなか興味深い。

- (6) 鈴木栄太郎「北海道だより」（村落社会研究会『村落研究の成果と課題』）。鈴木氏はまた、そこで、「総括的に見て北海道農村に於ける農民相互の間に形成されて居る社会的統一は寧ろ米国のネーバーフッドに近い」として、農村部では散居的聚落形態をとっていること、個々の農家は皆市街地の密居のサービスセンターに強く依存していること等をあげて、「北海道の農村も米国の農村と同様で、そこに形成されると予想される地域的社会的統一は村落ではなく、ラーバンコミュニティである」と指摘している。

確かに農民相互の関係は既に我々もみてきたように、一時的・非固定的で拡散的な傾向が強くて村落内で凝集・累積化される傾向は弱く、市街地に多くを依存し村落内だけで完結した形態はとりえない。したがってこのような北海道の農業村落には、鈴木氏がその名著『日本農村社会学原理』で展開したような自然村概念は適用されないことは明らかである。しかし、そこからすぐに、北海道の農村も米国の農村と同様、としてラーバンコミュニティというような方向に問題を展開していくのではなく（北海道の農村も府県の農村からの移住者によって構成され、しかも日本の資本主義と社会全体からの規定性をうけており、米国の農村と類似のものにとらえるのは適当でなく、基本的には府県の農村社会との比較においてとらえることが必要であろう）、北海道の農村で農民相互のどのような社会的関係が成立し、たとえ非完結的・非自律的にせよ、村落の構造・枠組みがどのような特質をもつて形成されているのかを、ひとまず農村内部の実態に即して分析し、整理しておくことが必要ではないかと考えている。

- (7) 前掲児島「地域農業の『統合システム』について」参照。

- (8) 白樫久「ムラの再生を求めて」（『北方農業』一九八〇年一月号）参照。

- (9) 定型化された生産面での共同作業等がいわゆる部落ぐるみ・実行組合単位でなされることはまだだが、新しい技術・品種の導入、普及や個別の枠をこえた新しい機械や施設の導入、利用に際してはその受皿としてこの「ぐるみ」的対応が重要な役割を果たすことが多い。しかしそれが個々に受容され、定着していけばその「ぐるみ」的対応は消滅していくことになる。だから日常的事に關しては「ぐるみ」的対応はあまりみられないとしても、新しい動きを受容・調整し定着

させていく一時的過程においては北海道でも「ぐるみ」的対応がしばしばあられる。

五 北海道農村社会の特質と「農事組合」型村落

——結びにかえて——

以上、我々は、府県農村と北海道農村の差異が最も顕著にあらわれるであろう点として、農家相互の諸関係のあり方、農家の土地に対する関係の仕方、および農家と村落との関係のあり方、の三つの側面をとりあげ、そこで北海道の農村社会の特質がどのような形であらわれているかを検討してみた。その特徴は、大雑把にいえば、農家の存在の流動性、個別性と「イエ」の未成熟性、農家相互の関係の流動性、不安定、土地に対しての労働（経営）の優位性、そしてそれらのことと相互に関連しつつ、村落自体として自治機構的側面が希薄で、成員農家に対して相対的に独自の存在として関係しこれを統合していくような構造とはならなかった、といったようなことに要約できるであろうか。こうした限りでそれは非常にルーズな農村社会構造であったといえよう。

このような特徴をもつ北海道の農村社会において形成されてくる北海道独自の村落の構造を、我々は、村落形成過程の歴史的特徴にも着目しながら、「農事組合」型村落としてとらえてみた。「農事組合」型村落については以前にも簡単にふれたことがあったが、ここであらためてこのような農業村落を何故「農事組合」型村落として規定するのか、その意味あいについてももう少し詳しくふれておくことにしたい。

北海道の農家の流動の激しさについては既に述べたが、それも一定時期になるとある程度緩和し、定着化傾向を示しはじめるようになった。それとともにそれまで不安定であった農家の地縁的結びつきも相対的に安定化の方向

に向かい、農家相互の結びつきにおいてこの地縁的結合がより重要な位置を占めるようになってくる。この場合、自小作、小作中上層の上向化を通じて自小作、小作層からも村落形成の担い手が生みだされてくるとともに、開拓一代目から二代目への世代交替が進展し、開拓当初の郷里・言葉・生活習慣を異にするいわば寄合い所帯的な状況が次第に変化してくるといいうわば村落の成員のあり様の变化も注目される点であろう。

そしてこうした地縁的結合は、折から農会・行政側から農事改良・産業組合利用の末端組織として奨励され、全道の農村に普及、定着しつつあった農事実行組合を中心として編成されていった。しかもちやうどその頃経済更生運動や産業組合拡充五カ年計画が展開され、各種の補助金や融資等の政策も強化されるが、それを通じて、農事実行組合を媒介とする政策、産業組合と農家との結びつきが形成、強化されるとともに、こうした政策諸措置が、例えば農事実行組合内での借入金返済の連帯責任制といったような形で農事実行組合を中心とする農家の結びつきを強化していく外部的な契機ともなった。

ともあれ、このような形で農事実行組合を中心として地縁的結合が編成され、それが村落組織の基礎をなし、農家の生産・生活面での必要最小限の近隣互助と相互調整をはかる枠組みを形成していった。こうした村落形成における農家側の担い手のあり様の变化と体制的ないしは政策的契機、そしてそこでの農事実行組合の位置、役割に着目して、これを「農事組合」型村落としてとらえてみたのである。⁽²⁾

くりかえしになるが、農事実行組合は農事指導、産組（農協）利用の末端組織で、ときには法人組織ともなる機能的組織であり、したがってそれを基礎とする「農事組合」型村落もまた機能的な地縁組織という面を強くもっていた。行政、体制側からの政策諸措置は農事実行組合を介して個々の農家に浸透していくとともに、農家はそれに

参加することでそうした政策諸措置あるいは新しい技術、機械、施設を受容し、またそれが地縁的結合強化、「共同」の契機となり、社会的生活部面、近隣互助的な関係もそこに取り込んでいった。

各農家は前述したような多様な諸関係を相互にとり結んでいたが、その広がりには農事実行組合、村落の領域に必ずしも一致せず、広く農事実行組合、村落の領域をこえた結びつきも沢山あり、求心性に乏しかった。そして単に成員の異動が多かっただけでなく、農事実行組合、村落自体の分離・再編もみられ、その領域はしばしば変化し、固有の領域は多くの場合不分明であった。このような農事実行組合、村落であったからこそ、そこには前述したようなインターフェイス機能は存在せず、村落が相対的に独自の存在として村落内の生産・生活を規制し、これを統合していくという構造にはならなかったのである。

以上の如き村落は、府県的な意味では、村落、ムラとはいえない存在であったかもしれない。しかしながら、北海道の農家は相対的に経営規模が大きいとはいえ、その経済的基盤は脆弱であり、その生産・生活の営みにおいて個別性が強いとはいえ、孤立しては存在しえず、地縁的結びつきの中でその生産・生活を相互に支えあう最小限の共同的な枠組みを必要とした。更にまた昭和期以後の小農保護政策の強まりとともに体制側からもその政策諸措置を受容させる枠組みを必要とした。それらに対応するルーズな枠組みとして「農事組合」型村落が形成され、存在したのである。そのような意味で、「農事組合」型村落は、前述したような北海道農村のルーズな社会構造に対応して形成された村落であり、農事実行組合を中心とした村落の構成は、そうしたルーズな農村社会構造に適合的な枠組みであったともいえるのである。

〔補足〕

八〇年センサス農業集落調査では、農業集落の運営と意思決定に関する項目を特別に設けて調査を行なっているが、その結果は、我々が北海道の農業村落を「農事組合」型村落と規定することの妥当性を側面から支持してくれているように思われる（我々が考察の対象としてきた時期とは異なるが）。調査結果の中から特に我々の興味をひく項目をいくつか第10表にとり出してみた。

これによると、寄合いの開催回数は、都府県では六〇%以上の農業集落で五回以上、三〇%の農業集落では一〇回以上も開催しているのに対し、北海道では一・二回が三分の一、四回以下が六〇%を占めている。このように北海道では農業集落としての寄合い回数は非常に少ないわけであるが、それと対照的に実行組合の寄合い回数が多くなり、一〇回以上開催するのが都府県では僅か一五%にしかすぎないのに北海道では五一%にも達している（北海道の中でも空知、上川がとびぬけて多く——一三回以上開催がそれぞれ四二%、四五%——、それについて後志、石狩、十勝が多く、旧開中核・新開中核の順で農業中核地帯で多くなっている）。北海道では農業集落としての寄合い自体は少ないが、実行組合の寄合いが頻繁でこれに代位し、むしろ実行組合としての寄合いが中心となっている。

以上のような特徴は寄合いの議題別割合にもあらわれている。都府県では、農業集落の寄合いでは、「祭り、盆踊り、運動会などの集落の恒例行事の計画、推進」を中心に、「ごみ処理、上下水道など生活環境施設の整備改善」、「農道または農業用排水路の維持管理」、「集落としてもっている財産の管理、処分に関する協議」、「水田利用再編対策の対応、推進」、「土地基盤整備など補助事業の計画、実施」、あるいはまた「工場導入、宅地造成、道路、観光開発等の非農業的開発」、「大気汚染、水質汚濁、悪臭等生活環境悪化への対応」等集落の土

第10表 農業集落（実行組合）の寄合いの回数および議題

（単位：％）

		北海道		都府県		東 北		近 畿		九 州		鹿児島	
		農業 集落	実行 組合	農業 集落	実行 組合	農業 集落	実行 組合	農業 集落	実行 組合	農業 集落	実行 組合	農業 集落	実行 組合
寄合いの開催回数別	実行組合としての寄合なし	-	0	-	9	-	2.1	-	1.1	-	2.8	-	6.7
	1 ～ 2 回	34	11	18	26	16	20	16	27	18	25	23	40
	3 ～ 4	28	14	22	24	24	25	17	24	25	26	30	33
	5 ～ 9	24	24	30	26	32	31	27	28	32	28	28	16
	10 ～ 12	8	25	19	11	18	14	21	13	17	13	12	3
農業集落（実行組合）数割合		6	26	11	4	10	7	19	7	8	5	7	1
寄 合 い の 議 題 別 農 業 集 落 （ 実 行 組 合 ） 数 割 合	土地基盤整備など補助事業の計画実施	5	40	21	17	18	21	28	22	20	18	20	9
	農道または農業用排水路の維持管理	14	41	41	34	35	36	42	48	40	40	40	27
	水田利用再編対 転作等目標面積の配分調整	3	55	27	61	29	69	25	82	29	60	35	27
	策の対応推進 地域ぐるみの計画転作の計画実施	2	39	12	29	17	40	12	37	12	27	10	10
	集落有の農業用施設・機械等の利用運営	2	21	4	10	4	13	7	22	3	7	2	2
	農産物の共同出荷の割当・調整	2	52	6	32	5	44	7	37	7	41	10	25
	農協・共済組合等の業務の協力	4	93	19	70	14	81	21	67	19	80	39	83
	集落として持っている財産の管理処分に関する協議	6	3	29	2	33	3	44	4	35	4	26	3
	祭り、盆踊り、運動会など集落の恒例行事の計画・推進	98	5	91	5	90	4	87	3	93	5	92	6
	ごみ処理、上下水道など生活環境施設の整備改善	44	3	46	2	50	2	56	2	47	2	34	1
	工場導入・宅地造成・道路観光開発等の非農業的開発	16	1	18	1	18	1	28	2	16	1	8	1
	大気汚染・水質汚濁・悪臭等生活環境悪化への対応	15	2	18	2	18	1	27	3	17	2	9	1
実行組合がある農業集落数割合		93		86		86		86		84		55	

注(1) 80年センサス農業集落調査より。

(2) 農業集落数割合は農業集落数に対する割合、実行組合数割合は実行組合のある農業集落数に対する割合

地と生産・生活にかかわる基本的な問題を議題としてとりあげているところが多い。ところがこれに対し北海道の農業集落では、集落の恒例行事の計画、推進と生活環境施設の整備改善の問題は都府県と同程度でとりあげているものの、その他の問題を議題としてとりあげているところは極めて少ない。その他の問題について集落としてかわることがあまりない、ということの反映であらう。

実は北海道の場合、こうした問題をとりあげるのは、農業集落ではなくむしろ実行組合の方なのである。北海道では土地基盤整備や農道、用排水路の維持管理や集落有の施設、機械の利用、水田利用再編対策の対応等の問題を実行組合が議題としてとりあげる割合は農業集落のそれを大幅に上まわっているばかりでなく、都府県での割合をかなり上まわっている（水田利用再編対策への対応、推進の問題でも空知、上川をはじめとする水田地帯だけをとり出すと、面積配分の問題で六〇～九〇％、計画転作の問題でも五〇～七〇％と極めて高い割合になっている）。とくに共同出荷の割当、調整や農協、共済組合の業務の協力の問題では都府県に比しとりわけ高い割合を示しており、この点にも実行組合と農協等との結びつきの深さがあらわれている。

以上のように北海道では農業集落が主にかかわっているのは祭り等の集落の恒例行事や生活環境の問題のみであり、他は専ら実行組合が担う形になっている。北海道での、実行組合がある農業集落の割合は、都府県よりも更に高く、これらのことをさきの寄合いの開催回数とも結びつけて考えると、都府県だと農業集落自体が直接関与するような問題のかなりの部分を、北海道では実行組合が担い、いわば集落の諸活動のかなりの部面を実行組合が代位している、とみることができよう。

八〇年センサス農業集落調査結果にうかがわれる以上のような特徴は、我々がこれまで北海道の農村社会構

造の特質を歴史的な展開構造の側面から分析し、北海道的な村落の構造を「農事組合」型村落として規定したことの妥当性に対する一つの傍証となっているのではないかと思われる。

注(1) 前掲「北海道における自作地主部落の展開構造(一)」、四一八頁。

(2) 農家が小作層もふくめてある程度定着化に向かうとともに、世代交替も進み、他方で小農保護的な政策諸措置が強化されるのは、いうまでもなく昭和初期以後のことであった。前に指摘したように北海道的な構造の村落の形成を昭和初期以後にみようとする所以もまた以上のようなところにある。